

免責となる故意による 保険事故招致者の範囲

——被保険者の自殺を除く判例等にもみる法理——

岡 田 豊 基

1. はじめに

生命保険および傷害保険における被保険者の自殺を除き、保険契約における故意による保険事故招致を巡っては、生命保険および損害保険について最高裁の判決が下されている。前者の判例が最判平成14年10月3日（以下「平成14年最判」という。⁽¹⁾）であり、後者の判例が最判平成16

(1) 民集56巻8号1706頁，裁時1325号336頁，判時1804号122頁，判タ1109号139頁，金判1166号17頁。判批等：山下典孝・判タ1115号77頁（2003年），出口正義・NBL770号105頁（2003年），竹瀆修・判評537号38頁（2003年），同・保険レポ179号13頁（2003年），石田清彦・法教272号114頁（2003年），石原全・ジュリ1246号（平14重判解）103頁（2003年），甘利公人「法人による被保険者故殺」上智46巻3号1頁（2003年），高部眞規子・曹時56巻12号168頁（2004年），同・最判解民（平成14年度）775頁，同・最高裁時の判例3・53頁（2004年），中西正明「生命保険契約の法人契約と事故招致免責」大阪学院30巻1・2号50頁（2004年），後藤元・法協121巻2号164頁（2004年），藤田勝利・リマークス28号114頁（2004年），丸地明子・判タ1154号150頁（2004年），今井和男・保険レポ186号1頁（2004年），榊素寛・商事法務1802号45頁（2007年），岡田豊基「生命保険契約における法人による被保険者故殺免責」生保論集157号109頁（2006年），藤田友敬・保険百選170頁（2010年），板東大介・保雑645号157頁（2019年），花房一彦・立正法学47巻2号225頁（2014年）等。

年6月10日（以下「平成16年最判」という。）⁽²⁾である。これら2つの最高裁判決により、故意による保険事故招致に関する裁判所の立場が明らかになったといえる。

もっとも、2つの最高裁判決では、生命保険および損害保険について基本的な理解は示されたが、いろいろな点において評価が定まっておらず、それゆえに、その後の下級審裁判例においても理解の仕方が異なっているとの指摘がある。⁽³⁾そこで、本稿において、保険契約における故意による保険事故招致について、2つの最高裁判決およびこれらの判決以降に示された下級審裁判例を整理し、その法理を検討したい。2つの最高裁判決は、いずれも保険法が制定される前の商法（以下「改正前商法」という。）680条および641条⁽⁴⁾に関する判例であるが、その法理は、保険法⁽⁵⁾51条および17条について検討するにあたり参考になろう。

(2) 民集58巻5号1178頁，裁時1365号9頁，判時1864号168頁，判タ1159号114頁，金判1202号2頁，金法1720号36頁。判批等：吉田健司・ジュリ1277号125頁（2004年），同・曹時59巻1号159頁（2007年），同・最判解民（平成16年度）373頁（2007年），同・最高裁時の判例V204頁（2007年），河津博史・銀法48巻13号（639号）45頁（2004年），同・民事法情報216号36頁（2004年），山下典孝・NBL799号41頁（2004年），大澤康孝・民商132巻2号226頁（2005年），梅村悠・損保67巻2号283頁（2005年），山下丈・平成16年度重判113頁（2005年），鎌形史子・判タ1184号138頁（2005年），岡田豊基「損害保険における法人による保険事故招致免責」神戸学院38巻3＝4号213頁（2009年），田頭章一・倒産百選（第5版）32頁（2013年），加藤貴仁・保険百選42頁（2010年），加瀬幸喜・ひろば59巻3号65頁（2006年）等。

(3) 板東・前掲注（1）159頁を参照。

(4) 改正前商法641条および680条の法理に関しては，山下友信『保険法』369頁以下，465頁以下（有斐閣・2005年）を参照。

(5) 保険法17条，51条および80条の法理に関しては，山下友信＝米山高生編『保険法解説—生命保険・傷害疾病定額保険—』427頁以下（有斐閣・2010年）（潘阿憲筆），落合誠一編『保険法コンメンタール（損害保険・傷害疾病保険）第2版』57頁以下（山下典孝筆），160頁以下（山下典孝筆）（損害保険事業総合研究所・2014年），宮島司編著『逐条解説 保険法』245

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

ところで、保険契約における故意による保険事故招致の法理を検討するにあたっては、以下に示す3つの理由により、被保険者の自殺を除くこととする。第1に、物保険（損害保険）における目的物および人保険（生命保険および傷害保険）における被保険者は、保険事故が発生する対象であることにおいて共通しているからである。第2に、第1の理由を掘り下げてみると、物保険においても人保険においても、故意による保険事故招致は不当に保険給付を取得することにおいて共通することから、故意による保険事故招致について、物保険および人保険において同じ場面において検討したいと考えるからである。つまり、保険事故が発生する対象に焦点を絞ると、損害保険において火災保険の目的物に放火することなどにより保険給付の取得を意図する者がいる場合と同じ場面を生命保険および傷害保険について考えると、被保険者以外の者が被保険者を故意に殺害すること（故殺）ないし負傷させることが該当するといえるからである。第3に、被保険者が自殺することによって保険給付を不当に取得することもあるが、また、保険給付を不当に取得する目的があるという理由で、自殺免責期間経過後においても自殺免責を認めた⁽⁶⁾判例もあるが、被保険者の自殺はそれ自体で検討に対象になりうると考

頁以下（金尾悠香筆）、679頁以下（李鵬筆）、926頁以下（李鵬筆）（弘文堂・2019年）等を参照。

- (6) 最判平成16年3月25日民集58巻3号753頁、判時1856号150頁、判タ1149号294頁。判批等：太田晃詳・最判解民（平成16年度）215頁（2007年）、同・曹時58巻6号131頁（2007年）、同・最高裁時の判例V210頁（2007年）、同・ジュリ1275号158頁（2004年）、丸地明子・判タ1184号142頁（平成16年主判解）（2005年）、笹本幸祐・ジュリ1291号115頁（平成16年重判解）（2005年）、同・法教289号154頁（2004年）、小林秀之・民訴百選（第5版）64頁（2010年）、吉田直・保険百選166頁（2010年）、中西正明・民商131巻2号116頁（2004年）、金岡京子・ひろば59巻1号64頁（2006年）、広瀬裕樹・愛知大学174号1頁（2007年）、出口雅久・リマークス31号110頁（2005年）、相原隆・リマークス31号98頁（2005年）、川嶋四郎・法セ608号126頁（2005年）、西本強・銀法644号82頁（2005年）、甘利公人・上智48巻1号101頁（2004年）、福島雄一・法律論叢82巻4=5号365頁（2010年）、河上正二・

えるからである。以上のような理由により、本稿では被保険者の自殺を除いて検討する。

なお、判例および下級審裁判例を整理し、その法理を検討する場合、時系列的に示していきたい。また、上訴された判決もできる限りその判旨を示していきたい。

2. 保険法および約款の規定

(1) 保険法の規定

保険契約における故意による事故招致に関して、保険法は3つの類型で定めている。まず、損害保険について、保険者は、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わないと定めている（保険法17条1項⁽⁷⁾）。つぎに、生命保険について、死亡保険契約の保険者は、保険契約者または保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたときには保険給付を行う責任を負わないと定めている（保険法51条）。そして、傷害疾病定額保険について、保険者は、保険契約者または保険金受取人が故意または重大な過失により給付事由を発生させたときには、保険給付を行う責任を負わないと定めている（保険法80条）。

保険法の規定において、被保険者の自殺を除く故意による保険事故招致の主体をみると、損害保険では保険契約者および被保険者であり、たとえば、火災保険において、これらの者による目的物の放火等がある。これに対して、人保険（生命保険・傷害疾病定額保険）では、保険契約者および保険金受取人であり、たとえば、これらの者による被保険者の

判例セレクト2004 17頁（2004年）、竹瀆修・保険レポ197号13頁（2005年）、花房一彦・立正法学48巻1号163頁（2015年）等。

(7) 傷害疾病損害保険においては、保険法17条1項にいう「被保険者」とあるのは、「被保険者の死亡によって生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあっては、被保険者又はその相続人」とする（保険法35条）。

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

故殺等がある。

(2) 約款の規定

(ア) 損害保険

住宅火災保険（標準約款）では、次のように定めている。保険会社は、①保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事または取締役等または法人の業務を執行するその他の機関をいう。）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反、②①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事または取締役等または法人の業務を執行するその他の機関をいう。）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反に該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払わない旨が定められている（住宅火災約款3条）。

損害保険の約款は、保険法の規定と比較して、保険契約者または被保険者が法人である場合を明示することによって、これらの者の範囲を明確にしている。

(イ) 生命保険

生命保険の約款では、①保険契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡したとき、②保険契約者の故意により被保険者が高度障害状態に該当したときは、死亡保険金、高度障害保険金を支払わない旨が定められている（日本生命・有配当終身保険（H11）1条）。

(ウ) 傷害保険

傷害保険の約款では、損害保険会社の引き受ける傷害保険の約款と生命保険会社のそれとは規定ぶりが異なる。

損害保険会社の引き受ける傷害保険の約款では、保険会社は、①保険契約者（保険契約者が法人である場合は、その理事または取締役等または法人の業務を執行するその他の機関をいう。）または被保険者の故意

または重大な過失、②①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事または取締役等または法人の業務を執行するその他の機関をいう。）の故意または重大な過失に該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払わない旨が定められている（傷害保険（標準約款）3条）。

これに対して、生命保険会社が引き受ける傷害保険特約の約款では、①その被保険者、主契約の被保険者または保険契約者の故意または重大な過失、②災害死亡保険金については、その災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失により支払事由に該当したときは、災害死亡保険金、障害保険金を支払わない旨が定められている（日本生命・新傷害特約（H11）1条）。

損害保険会社の引き受ける傷害保険の約款と生命保険会社のそれを比較すると、被保険者の傷害または死亡を対象とすることでは共通するが、損害保険の約款あるいは生命保険の約款の規定ぶりをそれぞれ反映しているといえる。

3. 故意免責の解釈

(1) 故意免責の趣旨

(ア) 損害保険

損害保険では、被保険者は被保険利益および保険金請求権の帰属者である。被保険者が故意に保険事故を招致して保険給付を受けることは、保険者との関係では著しく信義に反する行為であるゆえに、被保険者の故意免責の趣旨として保険契約当事者間の信義則違反ということがあげられるとともに、故意による保険事故招致に対して保険金を支払うことは公益に反するという理由があると解されている。これに対して、保険契約者は保険契約の当事者であるが、保険給付請求権者ではないことから、保険契約者の故意免責の趣旨としては、保険契約当事者間の信義則違反にとどまるという考え方もあるが、保険契約者も保険給付について

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

密接な関係を有していることから、一般的には、公益に反することも故意免責の趣旨に含まれると解されている。⁽⁸⁾

(イ) 人保険（生命保険・傷害保険）

保険金受取人は、人保険において保険金給付請求権者であることから、保険金受取人が故意に保険事故を招致して保険給付を受けることは、保険契約上の信義則に違反するばかりか、公益に反すると解されている。これに対して、保険契約者は人保険では保険金請求権者ではないが、保険契約者も保険金の支払に関して何らかの経済的利益を有する限りでは、一般的には、公益に反することも趣旨に含まれると解されている。⁽⁹⁾

傷害保険においては、被保険者の自傷行為など、自殺を除いた被保険者による保険事故招致がある。このような被保険者の故意免責の趣旨を考える場合、生命保険における被保険者の自殺に関する免責の趣旨が参考になろう。すなわち、被保険者が自傷行為により保険事故を生じさせることは保険契約上の信義則に反するといえ、公益に反するか否かについては、自傷行為は犯罪ではないものの、保険金取得目的の自傷行為について保険給付をすることは公益に反すると解されている。⁽¹⁰⁾

(2) 故意の対象事実

保険法および約款の規定からすると、故意免責における故意は保険事故の発生原因事実であり、故意の対象となる事実⁽¹¹⁾は、保険事故の発生であると解されている。そうであるとする、保険者が保険給付義務を免

(8) 山下・前掲注(3) 370頁～371頁。

(9) 山下・前掲注(3) 471頁，477頁。

(10) 山下・前掲注(3) 465頁～467頁。故意免責を認める要素として、人保険において、保険契約の著しい累積により保険給付総額が著しく高額になる場合があるが、この場合についても、保険給付を認めることは公益に反するものであると解される。なお、生命保険において高度障害保険金が支払われる場合に、被保険者が自殺を企てたところ高度障害状態になった場合、自殺の故意は高度障害状態になることの故意を含むという理由により免責されると解されている。山下・前掲注(3) 469頁～470頁を参照。

(11) 山下・前掲注(3) 372頁。

れるのは、損害保険では、保険事故と相当因果関係にある損害ということになり、人保険についてみると、死亡あるいは傷害という結果に及んでいなければならないと解される。

(3) 故意の意義

故意免責において考慮すべき基準は、保険者が保険給付をするべきか否かということであると解される。そうであるとすると、故意免責における故意は、刑事法でいう確定的故意が故意免責でいう故意に該当するとともに、結果発生の蓋然性が高いことを要し、行為者がそのことを認識していた限りでは故意にあたと解されている。⁽¹²⁾

(4) 故意による行為

免責となる故意には不作為も含まれる。さらに、保険契約者という保険契約の当事者または損害保険における被保険者、人保険における保険金受取人という保険給付請求権を有する者が故意によって保険事故を招致する行為を行った場合だけでなく、刑事法でいう間接正犯や共犯にあたる場合も故意の事故招致に該当する行為に含まれると解されている。⁽¹³⁾

このような解釈がなされるとすると、そして、故意免責の趣旨あるいは意義等をあわせて考えると、保険契約者、損害保険における被保険者、人保険における保険金受取人が自ら行為をするのではなく、これらの者の意を受けた者が実行行為をした場合も故意免責が認められると解される。そうであるとすると、これらの者以外の者の故意による行為で保険事故が生じた場合に、免責をどこまで拡張するかということを考えるにあたっては、故意免責の趣旨あるいは意義等および故意による行為に関する解釈がその判断の基準になるといえる。

(12) 山下・前掲注(3) 375頁。

(13) 山下・前掲注(3) 375頁。

4. 2つの最高裁判決

(1) 最判平成14年10月3日

<事実の概要>

X有限会社(原告・被控訴人・被上告人)は、Y生命保険会社(被告・控訴人・上告人)との間で、被保険者をX社代表取締役A、保険金受取人をX社とする集団扱定期保険契約(以下「本件保険契約」という。)を締結した。本件保険契約には、被保険者が、保険契約者または保険金受取人の故意により死亡した場合には、Y生保は死亡保険金を支払わない旨の規定(以下「本件免責条項」という。)があった。

Aの妻BがAの女性関係に悩み、故意にAの頭部を殴打した結果、Aが死亡した。X社は、本件事故当時は有限会社であったが、その後株式会社組織に変更し、取締役はA・B他2名であった。Aは代表取締役で、業務のほとんどを支配し、Bは主として給与計算や社会保険関係の事務を担当するにとどまり、経営者としての立場で業務に関与していなかった。

X社がY生保に死亡保険金の支払を請求したところ、Y生保は本件免責条項に基づく免責を主張し、保険金の支払を拒否した。

<判旨>上告棄却。

「本件免責条項は、商法(改正前商法:筆者挿入)680条1項2号本文及び3号の規定と同旨のものであるところ、いずれもその趣旨は、生命保険契約において、保険契約者又は保険金受取人が殺人という犯罪行為によって故意に保険事故を招致したときにも保険金を入手することは、公益に反し、信義誠実の原則にも反するものであるから、保険金の支払を制限すべきであるというところにある」(最高裁昭和42年1月31日判決・民集21巻1号77頁参照)。

「本件免責条項は、保険契約者又は保険金受取人そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず、公益や信義誠実の原則という本

件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価できる場合をも含むと解すべきである。したがって、保険契約者又は保険金受取人が会社の場合において、取締役の故意により被保険者が死亡したときには、会社の規模や構成、保険事故の発生時における当該取締役の会社における地位や影響力、当該取締役と会社との経済的利害の共通性ないし取締役が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該取締役が会社を実質的に支配し若しくは事故後直ちに会社を実質的に支配しうる立場にあり、又は当該取締役が保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該取締役の故意による保険事故の招致をもって会社の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当するといふべきである。

これを本件についてみると、X社が、年間売上高3億3,000万円前後、従業員数が関連会社を含めて20名から30名程度の有限会社であること、AがX社の業務のほとんどを支配しており、Bは代表権のない取締役であり、主として従業員の給与計算や社会保険関係の事務を担当していたものの、その役割はAがX社を運営していく上で必要な業務の補助的な性質のものであり、Bが経営者としての立場でX社の業務に関与してはいなかったこと、BがAの女性関係について悩んでおり、Aを死亡させた直後に自殺していることなど上記事実関係の下においては、BがX社を実質的に支配し又は事故後直ちにX社を実質的に支配し得る立場にあったということはできず、また、Bが保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあったということもできず、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、Bが個人的動機によって故意にAを死亡させた行為をもってX社の行為と同一のものと評価することができる場合には当たらないといふべきである。なお、Bが資金調達面の事務に関与するため、金庫の鍵を所持し、取引銀行と交渉するなどの役割

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

を果たしていることや、役員報酬の年額がAに次ぐものであったことなどの事実を考慮しても、Bの行為をもってX社の行為と同一のものと評価することができる場合に当たるといえることはできない。」

(2) 最判平成16年6月10日

<事実の概要>

A有限会社は、平成元年6月16日、Y損害保険会社（被告・被控訴人・上诉人）との間で、店舗事務所（以下「本件建物」という。）について火災保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結した。本件保険契約には、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事または取締役等または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害に対しては、保険金を支払わない旨の免責条項（以下「本件免責条項」という。）があった。

X信用組合（原告・控訴人・被上诉人）は、昭和60年3月25日、A社との間で信用組取引契約（以下「本件取引契約」という。）を締結した。A社は、平成元年7月7日、X信組に対し、本件取引契約に基づいて現在および将来負担する債務を被担保債務とし、極度額を4億800万円と定め、A社が本件保険契約に基づいて有する債権に質権を設定し、同日、Y損保の承諾を得た。X信組は、本件取引契約に基づき、平成4年6月30日、A社に対し、A社が破産宣告を受けたときを期限の利益喪失事由とする約定の下に、4億1,000万円を貸し付けた。A社は、平成5年7月23日午前11時、破産宣告を受け、破産管財人が選任された。

平成6年3月31日、本件建物が火災（以下「本件火災」という。）により全損した。本件火災当時の本件建物の価額は2,369万5,000円である。本件火災は、破産宣告当時、A社の代表取締役であったBの放火によるものであった。X信組は、本件火災当時、A社に対して前記貸金につき4億716万4,615円の残元本債権を有しており、平成8年2月28日、前記質権に基づく取立権の行使として、Y損保に対して保険金3,000万円の

支払を求めて提訴した。Y損保は、本件火災は、保険契約者兼被保険者であるA社の代表取締役Bの放火によるものであり、取締役の故意による事故招致であるとして、本件免責条項に基づく免責を主張し、保険金の支払を拒否した。

第1審(大阪地判平成9年1月20日)⁽¹⁴⁾は、本件免責条項に該当するとして、X信組の保険金請求を棄却した。これに対して、原審(大阪高判平成11年9月30日)⁽¹⁵⁾は、第1審判決を変更し、X信組の保険金請求を一

(14) 判時1707号174頁。判決の概要は以下のようである。本件の問題は、破産宣告によって従前の取締役は当然に退任するかどうかであるが、会社と取締役との間の法律関係は委任であるから、民法653条によると、委任者である会社が破産した場合には委任は終了するが、その理由とするところは、破産会社の財産の管理処分権限が管財人に専属するために委任の目的を達成できなくなったことによるものであると考えられ、したがって、破産会社の財産の管理処分以外の事務については当然に会社・取締役間の委任関係は終了せず、従前の取締役が事務の遂行にあたりと解され、また、取締役には会社を破産に至らしめた責任が問われるべきであり、その意味からも破産会社の財産の管理処分以外の事務については従前の取締役に遂行させるのが当然であることから、BはA社が破産宣告を受けた後もその取締役としての地位は失っておらず、本件免責条項の保険契約者または被保険者の法定代理人ということができると判示した。

(15) 判時1707号171頁。判決の概要は以下のようである。本件の問題は、本件免責条項が破産宣告前の取締役の故意により生じた損害にも免責を認める趣旨のものであるかどうかということであるとともに、当事者の意思解釈の問題でもある。すなわち、会社の取締役は、保険契約者、被保険者またはその法定代理人と同視できる立場にあるから、取締役が招致した損害について一定の限度で免責されるとすることに合理的理由がないとはいえず、したがって、本件免責条項では、取締役が、保険契約関係にかかわり得る者であり、あるいは保険の目的を維持管理すべき立場にあり、保険の利益を受ける者であることが基本的な前提とされていると解される。それゆえに、従前の取締役は、会社の破産により当然退任すると解する場合はもとより、一定の限度で取締役の地位を保持すると解する場合にも、会社財産の維持管理ないし処分に関わる余地がなくなるから、本件免責条項が前提とする取締役とは、その性格が著しく異なるものになり、取締役ということばで普通に理解される立場の者とも著しく異なるものになるゆえ

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

部認容した。

＜判旨＞破棄自判。

改正前「商法641条は、損害保険において、保険契約者又は被保険者の悪意又は重大な過失により生じた損害については、保険者は、てん補責任を免れる旨を定めているが、その趣旨は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって保険事故を招致した場合に被保険者に保険金請求権を認めるのは、保険契約当事者間の信義則に反し、又は公序良俗に反するものであることによるものと解される。

本件免責条項は、同様の趣旨から、保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害についての保険者の免責を定めるとともに、保険契約者又は被保険者が法人である場合における免責の対象となる保険事故の招致をした者の範囲については「『その理事または取締役等または法人の業務を執行するその他の機関』と定め、理事又は取締役等の地位にある者については、業務執行権限の有無や保険の目的物を現実に管理していたか否かなどの点にかかわらず、例外なく免責の対象となる保険事故を招致した者に含まれることを明らかにしている。

本件免責条項が、上記の通り、保険契約者又は被保険者が法人である場合における免責の対象となる保険事故の招致をした者の範囲を明確かつ画一的に定めていること等にかんがみると、本件免責条項にいう『取締役』の意義については、文字どおり、取締役の地位にある者をいうものと解すべきである。そして、有限会社の破産宣告時に取締役の地位にあった者は、破産宣告によっては取締役の地位を当然には失わず、社員総会の招集等の会社組織に係る行為等については、取締役としての権限を行使し得ると解されるから、上記『取締役』に該当すると解するのが

に、本件保険契約の当事者の意思は、このような従前の取締役は本件免責条項に規定する取締役には該当しないとするとところにあると解するのが相当である。

相当である。(なお、「最高裁昭和43年3月15日判決・民集22巻3号625頁は)「株式会社が破産宣告とともに同時破産廃止の決定を受けた場合において、従前の取締役が当然に清算人になるものではないことを判示したもので、本件とは事案を異にする。)

このような見地に立って本件をみるに、前記のとおり、本件火災は、本件保険契約の保険契約者である訴外会社の取締役の地位にあったBの放火によるものであり、当時、訴外会社は破産宣告を受けて破産管財人が選任されていたが、Bは、依然として、取締役の地位にあったのであるから、Bの放火による本件建物の焼失は、本件免責条項にいう取締役の故意による事故招致に該当するものというべきである。」

(3) 2の最高裁判決にみる論点

(ア) 判示された判断の基準・判断の具体的な項目

平成14年最判では、保険契約者・保険金受取人を会社、被保険者を代表取締役とする集団扱定期保険契約(生命保険契約)において、約款の中に、被保険者が保険契約者または保険金受取人の故意により死亡した場合には、保険会社は死亡保険金を支払わない旨の免責条項があった事案を対象としている。最高裁は、免責条項の趣旨につき、被保険者の故殺によって保険金を入手することは、公益に反し、信義誠実の原則にも反するものであるから、保険金の支払を制限すべきというところにあるとして、改正前商法680条1項の規定と同じ趣旨であると判示している。そして、免責条項の適用につき、その趣旨に照らし、第三者の故意による保険事故招致をもって保険契約者または保険金受取人の行為と同一のものと評価できる場合をも含むとしている。そのうえで、①会社の規模・構成、②保険事故の発生時における取締役の会社における地位・影響力、③取締役と会社との経済的利害の共通性ないし取締役が保険金を管理または処分する権限の有無、④行為の動機等の諸事情を総合して、取締役が会社を実質的に支配しもしくは事故後ただちに会社を実質的に支配しうる立場にあり、または、取締役が保険金の受領による利益を直

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

接享受しうる立場にあるなど、取締役の故意による保険事故招致をもって会社の行為と同一のものと評価できる場合には、免責条項に該当すると判示している。これを当該事案にあてはめると、①保険契約者・保険金受取人である会社は小規模であること、②被保険者を殺害した取締役の役割は会社において補助的であり、当該取締役は経営者として会社の業務に関与していなかったこと、③被保険者を殺害直後に自殺しているという事実関係からすれば、当該取締役が会社を実質的に支配または事故後直ちに会社を実質的に支配し得る立場にあったということとはできず、保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあったということもできないことから、当該取締役の行為は個人的動機によるものであり、会社の行為と同一のものではないと判示し、免責を否定している。

平成16年最判では、保険契約者・被保険者を会社、目的物を建物とする火災保険契約（その後、保険金請求権に質権が設定された）において、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（法人であるときは、その理事または取締役等または法人の業務を執行するその他の機関〔以下「理事または取締役等」ということがある。〕）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害に対しては、保険金を支払わない旨の免責条項があった事案を対象としている。最高裁は、約款中の免責条項の趣旨について平成14年最判と同様に解したうえで、免責条項という理事または取締役等の地位にある者については、業務執行権限の有無や保険の目的物を現実に管理していたか否かなどの点にかかわりなく、免責の対象となる保険事故を招致した者に含まれると判示している。そのうえで、免責条項が保険事故の招致をした者の範囲を明確かつ画一的に定めていること等にかんがみると、免責条項という理事または取締役等の意義については、これらの地位にある者をいうものと解すべきであるとし、これを当該事案にあてはめると、会社の破産宣告時に取締役の地位にあった者は、破産宣告によってはその地位を当然には失わず、会社組織に係る行為等については、取締役としての権限を行使しう

ると解されるから、取締役⁽¹⁶⁾に該当すると解するのが相当であるとし判示し、免責を肯定している。

2つの最高裁判決は、保険契約者・保険金受取人（平成14年最判。人保険）・被保険者（平成16年最判。損害保険）（以下、同じ。）が会社である保険契約、いわゆる法人契約（保険契約者・被保険者〔損害保険〕・保険金受取人〔人保険〕が法人である保険契約等）を対象としていることで共通している。そして、故意により保険事故を招致した者（実行為者）が、保険証券に記載された保険契約者・保険金受取人・被保険者である場合について判示されている。保険事故を招致する行為者については自然人に限られるので、このように保険契約者・保険金受取人・被保険者が法人の場合、法人の機関である理事または取締役等の範囲が問題となる。法人契約である2つの最高裁判決の免責条項の文言をみると、損害保険を対象とする平成16年最判の約款では、理事または取締役等または法人の業務を執行するその他の機関と明示されているのに対して、生命保険を対象とする平成14年最判では、保険契約者・保険金受取人について平成16年最判の約款のように明確かつ画一的には規定していない。しかし、2つの最高裁判決は免責条項の趣旨について同じ解釈をしていることから、平成14年最判の約款規定の趣旨は平成16年最判のそれと同じであると解されるのではなからうか。それゆえに、2つの最高裁判決によれば、損害保険会社が扱う保険であれ、生命保険会社が扱う保険であれ、保険証券に記載された保険契約者・保険金受取人・被保険者である法人の理事または取締役等の範囲が検討の対象となり、保険契約者・保険金受取人・被保険者である法人と法律上または事実上何らかの関係にある自然人である第三者による保険事故招致を、法人である保険契約者・保険金受取人・被保険者の理事または取締役等のそれと同視して、保険者免責を認めるか否かということ⁽¹⁶⁾を明らかにする必要があるということにならう。

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

(イ) 検討すべき判断の基準・判断の具体的な項目

免責の対象となる故意による保険事故招致について検討する場合、免責条項の趣旨を考慮しながら行う必要があると考える。そのうえで、2つの最高裁判決をみる限り、(i) 故意により保険事故を招致した者(実行行為者)が、保険証券に記載された保険契約者・保険金受取人・被保険者である場合、および、(ii) 実行行為者が保険証券記載の者でない場合に分けることができる。その結果、後者の場合には、約款規定において、保険契約者・保険金受取人・被保険者以外の者でその行為が免責対象となる者の範囲を明らかにすることになり、その結果、免責対象者を拡張することにもなる。このような解釈に基づいて結論を導くことは、2つの最高裁判決が示しているように、免責条項の趣旨からすれば可能であると解する。

(i) 実行行為者が保険証券記載の者である場合

2つの最高裁判決がこれに含まれると解されるが、これら2つが対象としている保険契約は法人契約であることから、前述のように、実行行為者が保険証券記載の理事または取締役等であるか否かを検討することになる。2つの最高裁判決において示されている免責条項の趣旨を考えると、2つの最高裁判決の解釈は個人契約(保険契約者・被保険者〔損害保険〕・保険金受取人〔人保険〕が自然人である保険契約等)にも及ぶと解するべきであろう。もっとも、2つの最高裁判決が対象としている法人契約の場合、実行行為者は理事または取締役等という自然人に限られるゆえに、保険証券記載の保険契約者・保険金受取人・被保険者に

(16) 2つの最高裁判決において判示された点と残された課題について、坂東・前掲注(1)159頁を参照。なお、改正前商法641条に関して、当事者の合意によって保険者が免責される保険事故招致者が約定されていない場合、任意規定とされる改正前商法641条の解釈として、第三者の保険事故招致を保険契約者等のそれと同視すべきか否かということが検討されるべきであるとの指摘がある。坂口光男「保険事故の招致と保険者免責」『保険契約法の基本問題』61頁(成文堂・1996年)を参照。

については、法人という組織を深堀して、法人を構成する機関である理事または取締役等の範囲を検討することになる。これに対して、個人契約では、このような深堀をする必要がなく、保険証券記載の保険契約者・保険金受取人・被保険者であるか否かということで足りる。さらに、たとえば、実行行為者が保険証券記載の保険契約者・保険金受取人・被保険者の親族等である場合は、次に示す保険証券に記載されていない者が招致した場合において検討することになる。

(ii) 実行行為者が保険証券記載の者でない場合

この場合に想定されるのは、保険証券記載の保険契約者・保険金受取人・被保険者から依頼あるいは指示等をされた第三者が故意に保険事故を招致する場合である。これには、(i)に関連して、保険証券記載の法人の理事または取締役等ではないが、これと同等の地位にあると解される者が保険事故を招致した場合については、(i)において、実質的な理事または取締役等であると判断できる者を理事または取締役等と同等であるとして(i)において検討することも考えられるが、(ii)の場面で検討する。

この場合の判断基準は、平成14年最判が判示するように、保険事故を招致した第三者が保険金の受領による利益を享受しうる者であるか否かということにあると解する。もっとも、第三者がそのような利益を享受する者でない場合であっても、保険証券記載の保険契約者・保険金受取人・被保険者がこの者に依頼あるいは指示等をした者である場合は、これら保険契約者・保険金受取人・被保険者が利害関係を有する者であるゆえに、免責条項の趣旨からして、故意による事故招致に該当すると解するべきであろう。この場合には、保険事故を招致した第三者の範囲および依頼あるいは指示等の行為の範囲を検討することになる。⁽¹⁷⁾

(17) 保険契約者と保険金受取人が異なる保険契約において(あるいは両者が同一の保険契約においても)「保険契約者」と「保険金受取人」の判断基準は異なるのではないかとの指摘がある。板東・前掲注(1)159頁を

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

この他の視点として、(i) 保険契約の種類 (①物保険契約であるか人保険契約であるか、②損害保険会社の扱う保険契約であるか生命保険会社の扱う保険契約であるか)、および、(ii) 保険契約と実行行為者との関係 (①保険契約者と関係する、②被保険者と関係する〔損害保険の場合、人保険の場合〕、③保険金受取人と関係する〔人保険の場合〕) があると解する。

(ウ) 小括

2つの最高裁判決からすると、各事案について結論を導き出す場合、まず、免責条項の趣旨に基づくことが必要であろう。そのうえで、故意に保険事故を招致したとされる者が、当該保険契約に関して、保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にあったか否かということが判断の基準になるのではないかと解する。そのうえで、事案ごとに認定の対象となる事実は異なることから、それぞれの状況証拠をみながら判断の具体的な項目を導き出す必要があると考える。

5. 主な下級審裁判例

【1】東京地判平成18年6月28日⁽¹⁸⁾ (損害保険会社の扱う傷害保険) (被保険者の法定相続人による故殺) (故意免責を肯定) (被保険者を殺害した法定相続人の相続・保険金請求権の譲渡を肯定)

<事実の概要>

Aは、Y損害保険会社(被告・控訴人)との間で、自己を被保険者、死亡保険金請求権はAの法定相続人B(母)とC(父)に1,000万円ずつ帰属する旨のクレジットカード付帯の傷害保険契約(以下「本件保険契約」という。)を締結した。本件保険契約の約款(以下「本件約款」という。)3条1項2号には、「保険金を受け取るべき者の故意」によって生じた傷害に対しては、保険会社は保険金を支払わない、ただし、その

参照。

(18) 金判1255号12頁。

者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではない旨の記載がある（以下「本件免責条項」という。）。

Aが死亡していることが発見された（以下「本件事故」という。）。その後、CがAを殺害した容疑で逮捕され、Cは有罪判決を受けた。この間、Bは保険金請求権を行使しないうまま死亡した。Bの法定相続人は、Cおよび兄弟姉妹 $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3 \cdot X_4$ （原告・被控訴人）である。

XらはY損保に対して保険金の支払を求めたところ、Y損保はCに帰属した1,000万円からXらの相続分として250万円を支払ったにすぎなかった。その後、Cは、Bから相続した750万円の保険金請求権をXらに譲渡することに同意した。Xらは、Bが取得した保険金請求権をCが相続し、Bから譲り受けたとして、Y損保に保険金の支払を求めたが拒否された。

<判旨>認容。

本件免責条項は「保険金を受け取るべき地位にある者が故意に傷害事故を惹起したような場合には、そのような者に保険金を支払うことは、保険契約における信義誠実の原則に反し、公益的見地からも許されないと考えに基づくものであると解されるところ、当該『故意』の中には、保険金を受け取るべき地位にある者が被保険者を殺害するというような非難すべき行為をした場合も含まれるというべきである。

本件の場合、亡Aの法定相続人として保険金受取人の一人であるCは、亡Aを殺害した実行行為者であるとして有罪判決を受けており（有罪が確定しているか否かは明らかではないが）、前記の『故意』にあたる場合として、保険会社である被告は、同人に対する保険金支払いを拒むことができるものと解される。」

「本件免責条項の文言からすれば、保険会社が支払いを拒否できるのは、当該『故意』者が本来的に受け取るべき保険金についてのみであり、一旦当該『故意』者以外の者に発生して帰属した保険金請求権について

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

は、被告はその支払いを拒否することは原則としてできないものと解するのが相当である。すなわち、本件保険約款第2章第3条1項2号但書に、『他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。』とあるように、Cが『故意』者であるとして保険金請求を拒否されたとしても、被告が保険金支払いの責任を免れるのはその部分のみであり、他の受取人である亡Bの受領すべき保険金については影響を受けることなく存続し、たまたま同人がこれを行使することなく死亡した場合には、法定相続分に従った相続が生じるのであり、亡Bの相続人がこれを被告に対して行使できるのは当然である。

もっとも、本件免責条項の趣旨からすれば、本件事故を惹起せしめた『故意』者については、いかなる場合であろうと、自ら保険金請求権を行使してこれを受領することは許されないと解すべきであるから、たまたま亡Aの死亡により同人の保険金請求権をCが相続しても、これを行使して保険金を受領することは許されないところであるが、Cがこれを他の相続人に譲渡した場合には、譲受人はその保険金請求権を行使できると解するのが相当である。」

「実質的にも、そのように解しないと、一旦亡Bに発生した保険金請求権が、たまたま同人が権利を行使する前に亡くなったという偶然の事情により、被告がその大部分の支払いを免れる結果となって不合理である。」

【2】東京高判平成18年10月19日⁽¹⁹⁾（【1】の控訴審判決）（故意免責を否定）

<判旨>棄却。

(19) 金判1255号6頁。判批、甘利公人・損保研究69巻2号287頁（2007年）、堀井智明・法学研究80巻10号105頁（2007年）、武知政芳・リマックス36号110頁（2008年）、小林道生・保険レポ229号1頁（2008年）、後藤元・ジュリ1380号128頁（2009年）、福田弥夫・金判1336号236頁（2010年）、志田惣一・保険判百174頁（2010年）等。

「本件保険契約は、保険者が、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して保険金を支払うものであり」、
「保険金を受け取るべき者が故意により保険事故を生じさせた場合は、これを偶然な事故ということはできないことはもとより、保険契約に伴う射倖性の危険の現実的な現れというべき事態であり、本件保険約款3条①(2)本文はいわば当然の事理を規定している」。(改正前)「商法においても、保険金受取人の事故招致について、保険者の免責を認めている(同法641条、680条)」。一方、本件約款3条①(2)ただし書は「保険金受取人が複数ある場合には、当該者の中に同条①(2)本文に該当する者があっても、他の者の保険金請求権には影響しないものとし、保険金受取人の事故招致については、属人的な考え方をとっている。

したがって、保険金受取人のうちの一部の者に事故招致者があっても、他の保険金受取人の保険金請求権は発生するのであり、いったん発生した保険金請求権は、独立した財産権として相続財産を構成し、相続により相続人に承継され、また、差押えの対象財産ともなる。この場合において、いったん発生した保険金請求権を相続した者が保険事故を招致した者であるときについて、本件保険約款は何らの規定も置かず、(改正前：筆者挿入)商法その他の法令においても特段の定めを置いていないから、本件保険約款の趣旨も含め、民法の一般条項に照らして、事故招致者において当該保険金請求権を行使することを妨げる特段の事情がない限り、上記の原則に従い、事故招致者であっても、いったん発生した保険金請求権を相続し、その行使又は処分をすることができ、また、保険金受取人の相続債権者あるいは事故招致者固有の債権者が保険金請求権を差し押さえることもできるというべきである。」

「本件保険契約により、保険金請求権は、Bにおいて発生し、そのいったん発生した保険金請求権をCが相続したものであり、特段の事情がない限り、Cによる保険金請求権の行使を制限し、又はその処分の効力を否定することができない。続いて、上記の特段の事情があるか否かにつ

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

いてみると、Cが被保険者であるAを殺害し、これによって有罪判決を受けた事実は認められるものの、「殺害の動機は明らかでなく、保険金目的の殺害と認めるに足りる事情はなく、Bの死亡についても、Cの行為が直接影響しているとの事情もうかがえず、CからXらへの債権譲渡についても、その譲渡人及び譲受人それぞれの動機、対価の有無等についても不明である」。「Cにおいて、いったん発生した保険金請求権を相続した上、それを行使し、又は処分することを妨げる特段の事情を認めるには至らない。したがって、Cの本件保険金請求権の譲渡の効力を否定することは困難であり、Xらの本件保険金請求権の行使を妨げる理由はない。」

【3】名古屋地判平成20年2月21日⁽²⁰⁾（生命保険，損害保険会社の扱う海外旅行傷害保険）（保険金受取人の親権者による故殺）（故意免責を否定）

<事実の概要>

X₁・X₂・X₃・X₄（原告・被控訴人）の父Aは、平成3年8月1日に、Y₁生命保険会社（被告・控訴人）との間で、自己を被保険者、X₁、X₂を保険金受取人（分割割合は50%）とする、死亡保険金5,000万円、災害死亡保険金1億円の生命保険契約を締結した。さらに、Aは、平成16年8月17日に、Y₂保険会社（被告・控訴人）との間で、自己を被保険者、被保険者死亡の場合の保険金受取人を法定相続人とする海外旅行傷害保険契約を締結した。死亡保険金は3,000万円であるが、死亡保険金の支払事由が被保険者への加害を目的とする第三者の作為による傷害の場合には6,000万円とする内容であった。Y₁生保の約款6条1項2号には、死亡保険金を支払わない場合として、被保険者が「死亡保険金受取人の故意により死亡した場合」があげられており（以下「本件免責条項1」という。）、Y₂保険の約款3条1項2号には、保険金を支払わな

(20) 判時2051号147頁，生保判例20巻85頁。判批等：福田弥夫・保険レポ284号1頁（2015年）。

い場合として、傷害が「保険金を受け取るべき者の故意」により生じた場合があげられている（以下「本件免責条項2」という。）。

Aは平成元年にBと結婚し、X₁（平成3年5月出生）、X₂（平成5年12月出生）、X₄（平成9年9月出生）の子供がいる。X₃は平成元年9月にフィリピンで出生し、平成12年2月にAが認知している。AとBは平成10年9月に離婚したが、その際、X₁とX₂の親権者をAとし、X₄の親権者をBとし、X₃についてはAおよびBを共同親権者とした。AとBは離婚後も同居していたが、平成16年5月にAは家庭裁判所にX₄の親権者変更の申し立てをした。同年5月頃からAはBと別居を始め、平成16年6月にBはX₄を連れてフィリピンへ帰国し、7月にはX₃もフィリピンへ呼び寄せている。

Aは、平成16年8月18日に旅行先であるフィリピンで何者かに殺害され（以下「本件保険事故」という。）、A死亡後の平成17年1月5日に、X₁～X₄の親権者はすべてBとなり、Bが、Y₁生保・Y₂保険に対して保険金請求を行ったところ、Y₁生保はA殺害にBが何らかの形で関与した蓋然性がきわめて高いとし、Y₂保険は本件保険事故が偶然のものかどうかに関し疑問があるとの理由で、それぞれ保険金の支払いを拒絶した。X₁・X₂・X₃・X₄が保険金の支払いを求めて訴えを提起した。
 <判旨>棄却（控訴）。

「Bは、Xらの母親であり、Aが死亡した場合にXらを監護しその財産管理をするものということが出来るから（実際に、各保険金の請求時にはXらの唯一の親権者となっており」、「Xらの財産処分をしていることが認められる。）、Bが、第三者に依頼し、被保険者であるAを殺害させた」「のであれば、BがXらの法定代理人として本件各保険金請求をする本件においては、実質的にみて本件各保険金の受取人であるXらによって保険事故が招致されたのと同じのものとして評価することができ」る。もっとも、「Bが第三者にAを殺害させたことを認めるに足りない」。

【4】名古屋高判平成21年4月24日（【3】⁽²¹⁾の控訴審判決）（故意免責を

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

否定)

＜判旨＞認容。

「本件免責条項1及び2の趣旨は、(改正前：筆者挿入)商法680条1項2号あるいは同法641条の趣旨と同様に、被保険者が保険金受取人の故意行為によって死亡した場合や保険事故が保険金受取人によって招致された場合に保険金受取人に保険金の受け取りを認めることは、公益に反し、信義誠実の原則にも反するのでこれを認めない趣旨であることからすると、保険事故が保険金受取人自身の故意行為によって発生した場合でなく、第三者の故意行為によって発生した場合でも、その第三者の行為が保険金受取人の行為と同一に評価できる場合にも、本件免責条項1及び2の適用を認める余地はあるものといえる。」

「被控訴人らが乳幼児であればともかく、本件事故発生時において、被控訴人X₂は14歳、同X₁は13歳、同X₃は10歳、同X₄は6歳といずれも学齢に達していたことからすると、被控訴人らにおいて、本件保険金の受取人が自分達であり、自分達の保険金であることを認識することができたものと認められることや、確かに、前記認定のとおり、現時点ではBは被控訴人らの親権者ではあるが、本件保険事故発生当時は、被控訴人X₁及び同X₃の親権者はAであり、同被控訴人らはAとともに日本において生活していた者であることからすると、本件保険金の実質的取得者がBであるとまでは認め難く、また、Bの行為を被控訴人らの行為と同一に評価することはできない。しかも、本件各保険契約はBが本件保険事故の発生を予期してAに締結させたものであるとの事情を窺わせるような証拠はなく、かえって、Aが被控訴人らのことを考えて保険契約を締結したものであることが窺われることなどからすると、被控訴人

(21) 判時2051号147頁。判批等：花房・前掲注(1)225頁、福田弥夫・保険レポート284号1頁(2015年)、岡田豊基「保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責」神戸学院法学45巻4号25頁(2017年)等。

らによる本件保険金の受取りを否定することは、保険契約者であるAの意思に明らかに反し、また、被控訴人らの利益を著しく侵害するものであって相当とは認め難い。

なるほど、現時点ではBは被控訴人らの親権者であり、本件保険金を被控訴人らに代理して受け取ることができ、親権を濫用してそれを被控訴人らのためではなく、自らのために消費する危険性がないとはいえないが、それであるからといって被控訴人らの保険金取得を否定するのは相当ではなく、民法が定める親権喪失宣言や管理権喪失宣言の制度等（父または母が親権を濫用し、または著しく不行跡あるときは、家庭裁判所は、子の親族または検察官の請求により、親権を喪失させることができる（同法843条）。また、管理が失当であったことによってその子の財産を危うくしたときは、前記と同様の者の請求により、家庭裁判所は管理権を喪失させることができる（同835条。）等により、その救済をはかるべきである。

よって、本件においては、本件免責条項1及び2の適用はなく、控訴人らの主張は理由がない。」

⁽²²⁾
【5】岐阜地判平成23年3月23日（損害保険会社の扱う海外旅行傷害保険）（被保険者の親族等の故殺への関与）（故意免責を肯定）

<事実の概要>

Aは、姉Bとその夫であり、生まれた頃から面識があるCの家族（BとCは、昭和61年に婚姻し、平成2年に協議離婚し、平成8年に再婚し、本件事故後の平成22年に離婚している）、および、Cの友人Dとその家族の9名で海外旅行（以下「本件旅行」という。）を計画した。旅行の

(22) 判時2110号131頁、自保ジャ1864号164頁。判批等：土岐孝宏・法セ682号131頁（2011年）、小川聖史・共済と保険54巻6号32頁（2012年）、堀井智明・法学研究85巻1号141頁（2012年）、深澤泰弘・損保研究73巻4号249頁（2012年）、遠山聡・ジュリ1464号116頁（2014年）、花房一彦・立正法学論集48巻2号135頁（2015年）等。

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

企画、申込および旅行代金の支払等の手続はC・Dが行った。Cらは、旅行代金を抑えるために6月平日に旅行を行うこととした。Aらは、出発日、空港内の保険カウンターに赴き、Y損害保険会社（被告・被控訴人）に海外旅行保険の申込を行った。Y損保の担当者は、定型プランのうち最も高額なデラックスプラン（死亡保険金額7,500万円）を案内した際、Bが「そんなに高いのは必要ない」旨述べたため、より低額なエコノミープランを勧めたところ、Dが「自分が全員分の保険料を支払うから」と言い、デラックスプランの海外旅行保険契約をA・C・Dの3名が代表して申し込み、DがAら9名分の保険料54,670円を支払った。ところが、Dがより保険金額の高いプランを要求したことから、Y損保の担当者は定形外プランである死亡保険金額1億円ものを勧め、Dはこれに変更する旨を申し入れて保険料の差額合計額を支払い、A・C・Dの3名が保険契約書に署名して海外旅行保険契約〔以下「本件保険契約」という。〕を締結した。本件保険契約の特約条項は、「当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。」とし、保険契約者または被保険者の故意、傷害死亡保険金を受け取るべき者の故意と規定していた（以下「本件免責条項」という。）。Aは、旅行中、ビーチで溺死した（以下「本件保険事故」という。）。X₁（原告・控訴人）・X₂（同）はAの両親であり、死亡保険金受取人は法定相続人と指定されている。

X₁の銀行口座の通帳やカードは、娘Bが管理・使用しており、Aの葬儀費用の支払や他の保険契約に基づく保険金請求手続等もBが行った。また、Cは、本件保険事故前、X₁所有の土地を無償で譲り受け、建物を建築し、Bと居住していた。X₁がBに対して求めるまま金員を与えていたこともあって、Cは、本件保険事故の直前、資金をX₁からBを介して借り入れ、中古車販売業を開業したが、本件旅行当時、経営難にあり、本件保険事故後もBを介してX₁から約1,000万円を借り入れている。Cは、本件旅行前にも多数の保険事故（自動車事故）を起こし、う

ち1件は、偽装の疑いがあるとして保険金が支払われていない。さらに、本件旅行後も、保険金詐欺（自動車同士の偽装事故による車両保険金請求詐欺）、有印公文書変造等、不正競争防止法違反等、業務妨害等で起訴され、懲役3年、執行猶予5年の判決を受けている。また、C・Dは家族ぐるみの付き合いをしていたが、Dはガソリンスタンドの経営に行き詰まり、傷害や器物損壊事件を引き起こし、本件事故前に、懲役2年、執行猶予4年の判決を受けている。

Xらは、Aの死亡によって、Cを使者として、Y損保に対して保険金の支払を請求したところ、Y損保は免責条項に該当するとして拒否した。なお、本件事故の発生により、Aが別に締結していた生命保険契約および本件旅行を主催した旅行代理店と提携した保険会社から、死亡保険金5,530万円が口座振込の形でXらに支払われた。Bが同口座の通帳およびカードを管理しており、1年に満たない期間内に4,640万円が預金者側に払い戻され、うち1,000万円はCに貸し付けられていた。

<判旨>棄却（控訴）。

Aの死因には不審な点があり、C・DのA死亡に至るまでの説明に著しく不合理な点があること、C・Dが経済的に困窮していたこと、XらとCが経済的利害を共通にすること、本件保険契約締結の経緯等が不自然であること、C・Dに親密な関係があること、B・C・Dが他の件で保険金請求等を行っていることの事情を認定すると、C・Dが、「Bを通じて本件保険金をXらから支出させることを企図して、これにより利益を得る目的でAに本件保険契約を締結させ、Aの殺人を目論み、Aは、兩名の故意により」「溺れさせられ、本件保険事故が発生したものと推認できる」。

「本件免責条項は、保険契約者又は保険金受取人そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価すること

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

ができる場合をも含むと解すべきである」(最高裁平成14年10月3日判決)。「したがって、第三者の故意により被保険者が死亡したときには、当該第三者と保険契約者又は保険金受取人との経済的利害の共通性ないし当該第三者が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該第三者が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当するというべきである。」

「Dが本件保険の保険料のすべてを支払っていること、D及びC兩名が、Xらの子であるBを通じて本件保険金をXらから支出させることを企図して、これにより利益を得る目的でAに本件保険契約を締結させ、Aの殺人を目論んだこと、Cは、本件保険契約前から、Bを通じて、X₁から事業資金等の援助を受けていたことからすると、D及びCは、本件保険事故が発生した保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあったということができ、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、D及びCが個人的動機によって故意にAを死亡させた行為をもってXらの行為と同一のものと評価することができる場合に当たるということができる。

そうすると、Y損保は本件免責条項により本件保険金の支払を免責される」。

(23)
【6】富山地判平成23年5月27日(損害保険会社の扱う傷害保険)(被保

(23) 判時2114号136頁, 判タ1365号228頁, 金商1375号57頁, 自保ジャ1854号181頁。判批等: 木原彩夏・商事法務2065号86頁(2015年), 桜沢隆哉・金商1386号92頁(落合誠一・山下典孝編『保険判例の分析と展開』(2012年), 伊藤雄司・損保研究74巻2号167頁(2012年), 松原浩晃・保険レボ260号15頁(2012年), 嶋寺基・保険レボ265号1頁(2012年), 永原稔=牧純一・共済と保険54巻11号38頁(2012年), 李鳴・法学研究88巻4号69頁(2015年)等。

険者の親族による故殺）（故意免責を肯定）

<事実の概要>

Aは、平成19年4月3日、Y損害保険会社（被告）との間で、被保険者A、死亡保険金額2,000万円、保険期間を同日から平成20年4月3日まで、保険金受取人が指定されていない、傷害保険契約（以下「本件契約」という。）を締結した。本件契約の約款には、「保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事または取締役等または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意」、「保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事または取締役等または法人の業務を執行するその他の機関）の故意」（ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません）によって生じた傷害に対しては保険金を支払いませんという旨の定めがある（以下「本件免責条項」という。）。

Aは、平成20年1月3日から同月4日午前9時52分頃までの間、貸しポート店の駐車場内に駐車中の小型貨物家用車（以下「本件車両」という。）の中で、一酸化炭素中毒により死亡した（死亡推定時刻は同月3日午後11時頃。〔以下「本件事故」という。〕）。

Aの兄X₁（原告）がYに対して死亡保険金1,000万円の支払を求めた（甲事件）。甲事件の訴訟提起から約1年半後に、Aの姉X₂（原告）がYに対して死亡保険金1,000万円の支払を求めた（乙事件）。Y損保は、X₁の請求に対してはAの死亡がX₁の故意に基づくものであること、X₂の請求に対しては、本件免責条項の適用上、X₁の行為が保険契約者または保険金受取人の行為と同一に評価できるとして、いずれも免責を主張した。

<判旨>棄却。

「本件免責条項の趣旨は、保険契約者又は保険金受取人が故意に保険事故を招致したときにも保険金を入手できるとすることは、公益に反し、

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

信義誠実の原則にも反するものであるから、保険金の支払を制限すべきであるというところにあると解される。

したがって、本件免責条項は、保険契約者又は保険金受取人が故意により保険事故を招致した場合のみならず、上記本件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合を含むと解すべきであり、その場合、当該第三者の行為をもって、保険契約者又は保険金受取人の行為といえることができるというべきである。」

「原告X₁は、亡Aに本件契約に加入することを勧め、申込書の提出等、本件契約の手続を亡Bに代わって行っている。また、亡Aは、本件契約の際、その内容を知っていたとは認められるが、上記面談の際の態度や本件契約当時の経済状況、実際、保険料を原告X₁がその大部分を支払っていることからすれば、本件契約を締結した動機は、専ら原告X₁から要請されたからというものと推認され、自らの経済的負担において、本件契約に加入し、その利益を享受する積極的意思があったとは考え難い（なお、原告X₁は、「亡Aが年3回保険料を含めて1万円を原告X₁に支払ったと記載するが」、「少なくとも保険料の趣旨の支払が実際に行われたとは考えにくく、これを裏付ける証拠もないことに照らせば、信用できない。）。

そうすると、本件契約について、実質的に契約行為を行い、かつ、契約上の義務を負担していたのは原告X₁であるというべきである。そして、これに加えて、本件契約の時点で、亡Aの相続人は原告X₁と原告X₂であり、原告X₁は、亡Aが死亡した際、その死亡保険金の少なくとも一部を受領でき、本件契約による利益を享受しうる立場にあり、原告X₁はこのことを認識していたことも考慮すれば、原告X₁が故意により本件事故を招致した行為をもって、保険契約者である亡Aの行為と同視しうると認めるのが相当である。」

したがって、本件事故は、本件免責条項にいう保険契約者の故意によ

る事故招致の場合にあたと認められる。

【7】名古屋高判平成24年3月23日⁽²⁴⁾（【5】の控訴審判決）（故意免責を否定）

＜判旨＞一部取消（上告）。

「本件免責条項は、保険契約者又は保険金受取人そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合をも含むと解すべきである（最高裁平成14年10月3日第一小法廷判決・民集56巻8号1706頁参照）。

しかしながら、本件は、本件保険契約の保険契約者及び死亡保険金受取人がいずれも自然人である事案であって、観念的存在にすぎず、現実には事故招致をなし得るものではない法人が保険契約者兼保険金受取人であった上記最高裁判決の事案とは異なることに留意しなければならない。

法人契約と個人契約を区別している

すなわち、保険契約者又は保険金受取人が意思能力・行為能力に瑕疵や制限のない自然人である場合は、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価するためには、当該保険契約者又は保険金受取人が、当該第三者と共謀し、あるいは、当該第三者を教唆ないし幫助したことにより、当該第三者が当該保険事故を招致したなど、当該保険契約者又は保険金受取人が、遅くとも当該保険事故の時点までに、当該保険事故を招致することにつき、当該第三者と意を通じていた事実が存在することが必要というべきである。

そして、当該第三者が誰であるか、どのような方法ないし態様で当該保険事故を招致したのか、当該第三者と当該保険契約者又は保険金受取

(24) 2012WLJPCA03236013。判批等：林賢一・ひろば66巻10号64頁（2013年）、岡田・前掲注（21）25頁等。

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

人が、いつ、どのようにして意を通じていたのかなど、具体的な事実関係の詳細が立証される必要があるとまではいえないとしても、少なくとも、当該保険契約者又は保険金受取人の意思に基づいて、当該保険事故が招致されたものと推認することが合理的であると認められる程度の立証がされる必要があるというべきである。」

「仮に、C及びBが本件保険事故を招致したものであったとしても、」
「認定事実中には、本件保険事故までの間に、本件保険事故を招致することにつき、AがC及びBと意思を通じていたことを示唆するものではなく、控訴人らについては、かえってC及びBと意思を通じていたものではないことをうかがわせる事実も存在する。以上のほか、本件全証拠を総合しても、本件保険事故が本件保険契約の保険契約者であるAの意思に基づいて招致されたものと認めることは困難であり、また、本件保険事故が死亡保険金受取人である控訴人らの意思に基づいて招致されたものと認めるには足りないというほかはない（被控訴人も、本件保険事故がA又は控訴人らの意思に基づいて招致されたものであるとの主張はしていない。）。

さらに、」
「認定事実に加え、本件全証拠によっても、本件保険事故の時点までに、控訴人らが死亡保険金を受領することになった場合は、これをB及びCが取得することができることが確実となっていたと認めるには足りない（すなわち、死亡保険金請求権を譲渡する合意があったとか、その他BやCが受領権限や取得する権利を得ていたとの事実を認めるに足る証拠がないのは勿論、控訴人らが死亡保険金を受領することになったとしても、これをB及びCが取得することができるか否かは、専ら控訴人らの任意の意思に係るものであったことを左右するような事実関係を認めるに足る証拠はない。なお、被控訴人は、Bが、本件保険事故より前から」
「銀行口座を事実上管理・支配していた旨主張するが、控訴人らが死亡保険金を受け取ることになった場合に、同保険金が同口座に入金されることが確実となっていたと認めるに足る証拠はな

いから、仮に、同口座がBの管理・支配下にあったとしても、上記認定判断が左右されるものではない。)から、B及びCが被控訴人の主張に係る『実質保険金受取人』であるということもできない(仮に、本件保険事故後、控訴人らがC及びBに協力する態度をとったことがあったとしても、そのことによって、控訴人らが死亡保険金受取人でなくなるものではなく、したがって、事後的に、B及びCが被控訴人の主張に係る『実質保険金受取人』となったとみることもできない。)

【8】⁽²⁵⁾ 広島高判平成26年6月11日(損害保険〔個人財産総合保険〕)(保険契約者の知人による放火)(故意免責を肯定)

<事実の概要>

X(原告・控訴人)は、平成15年頃、B社に入社し、平成21年12月31日に退職し、翌年1月、Hに入社した。Aは、B社の代表取締役であり、Cは、Aの父、DはAの弟である。

Xは、Aとの間で、平成20年12月24日付けで、土地および居宅(以下「本件建物」という。)を代金300万円で購入する旨の売買契約書を作成し、同月25日、E銀行に300万円の住宅ローン借入れを申込んだ。XとAは、平成21年5月22日、AがXに対し、本件建物およびその敷地を売買契約書記載の内容で売り渡す旨の売買契約を締結し、同日、その旨の所有権移転登記手続を経由した。売買契約後も、本件建物には、CおよびDが居住していた。

平成21年5月11日、Xは、Y損害保険会社(被告・被控訴人)との間で、個人財産総合保険契約(以下「本件保険契約」という。)を締結した。本件保険契約の約款には、「保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反」に該当する事由によって生じた損害に対しては、Y損保は保険金を支払わない旨の条項(以下「本件免責条項」という。)があった。

(25) 自保ジャ1936号148頁。判批等：竹瀆修・損保78巻1号243頁(2016年)等。

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

平成22年7月15日昼頃、本件建物は、火災により全焼した（以下「本件火災」という）。本件火災は、C、Dがいつも通りの不在の午後0時半頃に発生し、午後1時39分頃に鎮火した。本件火災の出火場所は、独立した2ヶ所であり、本件建物内には当時存在しないはずの灯油の成分が検出され、その出火場所が通常火の気のない場所であり、出火原因となりうる電気配線等も存在しない等の事情から、放火と認められた。なお、C、Dは、本件建物がAからXに売却されていたことについて、本件火災後にはじめて知った。

XがY損保に対して火災保険金の支払を請求したところ、Y損保は、本件火災は、Aの放火にXが協力したものであり、保険契約者の故意であるから、本件免責条項が適用されるという主張とともに、AとXが密接な関係にあり、本件建物の売買契約は虚偽表示であって、本件建物の所有権はAにあり、本件保険契約の利益を直接享受する立場にあるAの放火であるから、Aが本件保険契約の名義上第三者であっても、信義則により、本件火災には本件免責条項が適用され、保険金の支払を免れると主張した。

原審（広島地判平成25年10月17日）は、公益や信義則という本件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故招致をもって保険契約者等の行為と同一と評価できる場合にも保険者は免責されるとして、Xの請求を棄却した。

<判旨>棄却。

（本件火災はAの放火によるものか）

「本件火災の出火場所が独立した2ヶ所であり、出火場所及びその周辺からは、本件建物内には当時存在しないはずの灯油の成分が検出され、その出火場所が通常火の気のない場所であり、出火の原因となりうる電気配線等も存在しない等の事情からすれば、本件火災は放火によると認めるのが相当である。」①人目につきやすい昼間の住宅密集地で、居住者不在の限られた時間帯に、不審者の目撃証言もない状況下で、外部か

ら灯油を持ち込んで放火できる者は、本件建物の居住者の動静をよく知る者と考えられること、②Aは、居住者の行動を知り、建物の状況、施錠がされていないことも知っていたこと、③Aは、金融機関から融資を受けられないブラックリストに載っており、本件建物の住宅ローンだけでなく、離婚した妻や子の建物の住宅ローンの分割弁済額を減額してもらっていたり、経営するBも債務超過であり、経済的に困窮した状態であったこと、④Aは、本件火災の出火当時、知人女性と会っていたというが、その時間、場所、会話の時間、午後0時26分に携帯電話をした経緯の点で、知人女性の回答内容とAの申述・証言が矛盾する。

「以上のとおり、本件火災は本件火災の現場の状況を予めよく知る者が行ったものと考えられるところ、Aはこれに該当し、経済的困窮状態にあって、本件火災を起すことで火災保険金の獲得を目指すのが不自然ではない立場にあり、本件火災の発生当時のアリバイがなく、かえって当時の行動につき不自然な申述ないし証言の変遷があり、関係者Iの申述とも矛盾していることを考慮すれば、本件火災はAの放火により引き起こされたと認めるのが相当である。」

(信義則による本件免責条項により免責されるか)

「改正前の商法641条は、損害保険において、保険契約者又は被保険者の悪意又は重大な過失により生じた損害については、保険者は、てん補責任を免れる旨を定め」、「保険法17条1項前段は、保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わないと定めている。その趣旨は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって保険事故を招致した場合に被保険者に保険金請求権を認めるのは、保険契約当事者間の信義則に反し、又は公序良俗に反するものであることによるものと解される。

そして、本件保険契約における本件免責条項も、同様の趣旨から、保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反により生じた損害についての保険者の免責を定めたも

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

のと認められることに照らせば、本件保険契約において、第三者であるBが故意により保険事故を招致した場合といえども、その行為が保険契約者である控訴人の行為と同一と評価できる場合には、被控訴人は、本件免責条項により、免責されるというべきである。ここで第三者（A）の行為を保険契約者（控訴人）の行為と同一と評価できるか否かは、Aと控訴人の経済的利害の共通性ないしAが保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等を総合して、Aが保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にあるかなどといった観点から判断すべきである（最高裁判所平成14年10月3日第一小法廷判決・民集56巻8号1706頁、同平成16年6月10日第一小法廷判決・民集58巻5号1178頁参照）。

Xは、本件保険契約締結当時、Aが代表者を務めるBの従業員で、Aの自動車の運転手として同行するなど、Aときわめて近い関係にあった。Xは、結婚のため本件建物を購入したというが、具体性がなく、本件売買契約締結の動機自体に疑問があり、売買価格が建物の評価額900万円から見てきわめて低廉で、経済的に困窮していたAが売却する額としては不自然であること、本件建物にC、Dが居住し、両名とも本件売買契約の締結を知らず、契約後も変わりなく本件建物に居住していることなど不自然な点から、Xは、本件建物の所有者として使用、収益する意思がないように窺われ、本件売買契約は通謀虚偽表示に当たるという疑念を払拭できない。また、本件売買契約後、BからXに月額4万円が送金されており、これが、XがG機構への住宅ローン月額返済金に近似することから、この住宅ローンも実質的にはAないしBが負担していたと認められる。保険料年額8,710円のうち、少なくとも2回目の支払は、Bを通じてAが行っており、Xは、本件の火災保険金540万円のうち189万円を超える部分をBに債権譲渡し、これをY損保に通知している。

「上記債権譲渡は平成23年10月17日付で解除されているが、同債権譲渡に際してXに留保された189万円は、本件建物の撤去整地費用の見積額にほぼ等しいと認められ、これによれば、本件建物及びその敷地の原

状回復に要する実費を除くものは、一旦はB会社が取得するとされていたことが認められるから、本件保険による利益は、XではなくAに帰属するものであったと認められる。」

「本件における保険事故（本件火災）は本件保険契約上の第三者であるAの故意によって招致されたものであるが、Aと控訴人は使用者と被用者という立場を通じて極めて近い関係にあったものであり、本件建物についてはAから控訴人への売買がされているものの、控訴人の動機の不明確性、契約締結後の控訴人の行動から見て、真実、控訴人がこれを買ひ受ける意思であったのかは極めて疑わしく、これが通謀虚偽表示に当たるという疑念を払拭できないこと、その保険金請求権の債権譲渡の経緯からすれば、保険の利益を受けるのは控訴人ではなくAであると認めることができるなどの上記の事情からすれば、本件において第三者たるAの故意による保険事故の招致（放火）は、信義則上、保険契約者である控訴人の行為と同一と評価することができる。」

「以上によれば、被控訴人は、信義則上、本件免責条項により保険金の支払を免れる。」

⁽²⁶⁾
【9】大阪高判平成28年4月25日（損害保険会社の扱う傷害保険）（保険契約者である法人の関係者による故殺）（故意免責を肯定）

<事実の概要>

Aは、平成9年、X会社（原告・控訴人）を設立し、代表取締役となったが、X社は、平成14年以降、いわゆる休眠会社となった。Bは、平成8年頃、Aと仕事上の付き合いを持ち、その後、X社の従業員となった。Cは、Bの従兄弟であり、平成14年頃、BからAを紹介された。Dは、平成22年10月から11月頃、B・Cと知り合ったが、本件事故まで、暴力団員であったCに逆らえない状態になっていた。

X社は、平成23年6月、Y損害保険会社（被告・被控訴人）との間で、

(26) 2016WLJPCA04256010。判批等：中込一洋・保険レポ324号1頁（2019年）、嘉村雄司・同331号12頁（2020年）等。

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

被保険者B，死亡保険金受取人X社，死亡保険金1億円，保険料9,350円とする傷害保険契約（以下「本件契約」という。）を締結した。本件契約の約款（以下「本件約款」という。）3条1項には，保険契約者，被保険者または保険金受取人（法人の場合には取締役等）の故意または重大な過失によって生じた傷害に対しては，保険金を支払わない旨が定められていた。さらに，X社は，同年7月，Z生命保険会社との間で，被保険者B，死亡保険金受取人X社，死亡保険金8,000万円，災害死亡保険金2,000万円，保険料は半年ごとに170,800円とする生命保険契約（経営者保険）を締結した（以下「別件契約」という。）。Aは，保険料の不払があったので，平成23年10月に3ヶ月分の保険料，平成24年2月に3ヶ月分の保険料を支払った。

Cは，平成24年3月4日にD宅にBCDの3人で集まるように指示した。3月5日午前3時半頃，Dは，Bとともに釣りをするために本件現場に行った。Dは，午前4時23分，Bが本件現場の海上に浮かんでいるとして119番通報した。救急隊員は，午前4時35分，海上1mから2m先に浮かんでいるBを発見した。Bは，午前5時1分，病院に搬送され，その後，溺死により死亡したことが確認された（以下「本件事故」という。）。

X社は，Y損保に保険金の支払を請求したところ，Y損保は，本件事故はX社の代表取締役Aの故意によるものであり，本件約款3条1項の免責事由に該当するとして，保険金の支払を拒否した。

原審（大阪地判平成27年3月11日）では，Bの死亡が他殺をうかがわせる不審な死亡であること，AがBの死亡に関与しているといえることからすれば，Bの死亡はX社の代表取締役Aの故意によるものであるから，Y損保は本件契約に基づく保険金支払義務を負わないとした。

<判旨>棄却。（上告不受理）

Aが，他殺をうかがわせるBの不審な死亡に関与していること。

「X社は，平成14年頃には実態のないいわゆる休眠会社となり，平成

22年10月以降も、X社が休眠会社である実態に何ら変化がなかった」。〔経営者保険に加入する目的は、役員の死亡や入通院による業務の著しい支障をてん補するとともに、当該役員又はその遺族に対する弔慰金、退職金等の資金を確保すること等にあるところ、X社には、本件契約及び別件契約が締結された平成23年6、7月頃においても、何ら付保されるべき事業があるとはいえず、X社を契約者、経営者保険の被保険者として適格性を有しないBを被保険者とする生命保険や傷害保険に加入する正当な理由はなかったというべきであり、まして、Bが死亡した場合にX社に合計2億円が支払われることになる本件契約及び別件契約を締結する正当な理由は全くなかったと認められる。〕本件契約の内容をあわせてみても「AにBを殺害して保険金を取得する意図があったことを強く推認させる事情である。〕

「本件契約の保険料を支払う余裕がなかったにもかかわらず、Aは、Bが死亡した場合に合計2億円という高額な保険金の支払を受けられる本件契約及び別件契約を締結した上、従兄弟らからの借金など、X社の事業以外の方法で資金をかき集めて、本件契約が失効しないようにしていたといえる。このような事情は、Aが、本件事故当時、Bを殺害して保険金を取得しようという意図があったことを強く推認させる事情である。〕

「別件契約に基づき支払われた保険金は、経営者保険という特質から、通常は、全部又はその相当部分を、遺族に対する弔慰金、退職金等の支払に充てることとされており、EはAにその旨を説明したにもかかわらず、Aは、Z生保から支払われた保険金等合計約1億0050万円を、専らA自身のため」に費消したというのである。このように経営者保険の目的に反して、保険金等を自己のために費消した事情は、Aに、本件事故当時、Bを殺害して、各契約に基づく保険金の全部又は相当部分を自ら費消する目的があったことを裏付ける。〕

「AないしAの母親は、Bに対して数千万円に上る金員の返済を要求

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

したが、その返済を受けることができず、平成22年10月、BやBの両親に対して、その返済等として1億円を超える支払を迫っており、「AにBを殺害する動機があったことが裏付けられる。」「Aの3月4日午前11時22分頃から同月5日午前10～11時頃までの間の行動を確定できる的確な証拠はないから、Aには、同日午前3時半～同日午前4時半頃に発生したBの殺害に少なくとも関与する機会もあった」。

「Aは、本件事故後から3月末までの間に、Bの父親に対して、保険会社の調査員には『とにかく余計なことは話すな。』、Bが『釣りに行ったことはないとは絶対に言うな。』と指示したというのである。」「Aは、3月28日までに、Bが、本件現場に行く直前、C、Dと一緒にいたことや、Dとともに本件現場に行ったことを知っていたにもかかわらず、同日及び4月2日のY損保調査員との面談において、C、Dの名前を出さず、その存在を隠そうとしたということである。AがY損保調査員による調査を妨害したことは、AがBを殺害したことを推認させる事情である。」

「Dは、本件事故当時、暴力団員であったCの指示に逆らえない状態であったこと、DとBは2人きりで釣りに行ったことがなく、連絡先も知らない間柄であったこと、Cは、少なくともDがBを夜釣りに行くと称して自宅を出るまで、D、Bと一緒にいたことが認められ、これらの事情に照らすと、Dが、本件事故当日、釣りに行くと称してBをDの車に乗せた上、本件現場に向かったことなど、Dの本件事故前後の行動は、Cの指示によるものであったと推認される。」

「前記各事情によれば、Aには、Bを殺害して本件契約に基づく保険金を取得する強い動機があり、Y損保調査員による調査を妨害し、Cを通じた事件への関与が推認されるというのであるから、Aは、C、Dと共謀した上、Bを殺害したことが推認できるものというべきである。」

6. 検討

(1) 主な下級審裁判例の一覧

主な下級審裁判例を、保険事故招致を疑われている者が、保険証券記載の保険契約者あるは実質保険契約者であるのか、保険証券記載の保険金受取人（人保険）・実質被保険者（損害保険）あるいは実質保険金受取人（人保険）・実質被保険者（損害保険）であるのかという基準により分類し、さらに、故意免責を肯定した事案か否定したかの基準で分類すると以下ようになる。

(i) 保険証券記載の保険契約者あるは実質保険契約者

故意免責を肯定した事案

【6】富山地判平成23年5月27日（傷害保険〔損害保険会社〕、個人契約）

【8】広島高判平成26年6月11日（損害保険〔損害保険会社〕、個人契約）

故意免責を否定した事案

【7】名古屋高判平成24年3月23日（【5】の控訴審判決）

【9】大阪高判平成28年4月25日（傷害保険〔損害保険会社〕、法人契約）

(ii) 保険証券記載の保険金受取人（人保険）・実質被保険者（損害保険）

あるいは実質保険金受取人（人保険）・実質被保険者（損害保険）

故意免責を肯定した事案

【5】岐阜地判平成23年3月23日（傷害保険〔損害保険会社〕、個人契約）

故意免責を否定した事案

【1】東京地判平成18年6月28日（傷害保険〔損害保険会社〕、個人契約）

【2】東京高判平成18年10月19日（【1】の控訴審判決）

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

【3】名古屋地判平成20年2月21日（生命保険〔生命保険会社〕，
傷害保険〔損害保険会社〕，個人契約）

【4】名古屋高判平成21年4月24日（【3】の控訴審判決）

【7】名古屋高判平成24年3月23日（【5】の控訴審判決）

（2）保険証券に記載された被保険者（損害保険）・保険金受取人（人保 険）・保険契約者の範囲に関する下級審裁判例の解釈

【1】【2】とも、免責条項の趣旨について2つの最高裁判決と同じ解釈をしたうえで、免責を認めている。もっとも、【1】【2】で注目すべきは、被保険者を故殺した法定相続人の1人が別の法定相続人の保険金請求権を相続し、子4人に譲渡することが認められるか否かを判断している点である。この点は、故意による保険事故招致者の範囲を検討するという本稿の目的とは必ずしも一致しないが、約款規定の解釈に関する問題である限りにおいて、この点に関する裁判所の判断は有益であると考えられる。【1】では、約款規定によれば保険会社は保険事故招致者の部分についてのみ免責されるが、別の保険金受取人の保険金請求権が保険事故招致者に相続された後、この者がこの保険金請求権を他の法定相続人に譲渡した場合には、別の保険金受取人が権利を行使する前に死亡したという偶然の事情により、保険会社が保険金の大部分の支払を免れるのは合理的でないとして、譲渡を認めている。【2】では、保険金請求権は独立した財産権として相続財産を構成し、相続人に承継されるとしたうえで、相続人が保険事故招致者である場合については約款に規定されておらず、改正前商法その他の法令においても特段の規定を置いていないから、約款規定の趣旨および民法の一般原則に照らして、保険事故招致者において保険金請求権の行使を妨げる特段の事情がない限り、保険事故招致者であっても保険金請求権を相続し、行使または処分できると判示している。

【9】は、法人契約である損害保険会社の扱う傷害保険において、実質保険契約者に該当する自然人について免責を判断する基準を3つ示し

ている。(i) 保険契約者である会社の関係者にみる保険金取得の意図の存在。判断の具体的な項目として、①休眠会社である会社が、経営者保険に加入し、保険金を受け取り、費消することについて、正当な理由はないこと、②会社が事業以外の方法で資金を集めて保険契約の失効を防止したことを示している。(ii) 殺害の動機・殺害への関与の存在。判断の具体的な項目として、殺害の動機につき、①関係者が被保険者やその両親に対して返済等を迫っていたこと、殺害への関与の事実につき、②関係者の事件発生当時の行動を確定できないこと、③関係者が調査を妨害したことを示している。(iii) 関係者における共謀の存在。判断の具体的な項目として、消防署に通知した者の行動等から関係者に共謀がみられることを示している。

以上のことから、保険証券に記載された者の範囲については【9】が対象となろう。【9】のように法人契約の場合には、会社の関係者について保険金取得の意図の有無をみることになる。【9】によれば、(i) 保険金取得の意図、(ii) 殺害の動機・殺害への関与、(iii) (ii)に関連して、関係者間における共謀等の故殺による被保険者故殺に関する意識の共有を判断の基準となるとしている。【9】では、保険契約者および保険金受取人とも会社であるが、【9】が示している判断の具体的な項目のうち、(i) ②は、関係者が実質保険契約者であることを、それ以外の部分は、関係者が実質保険金受取人であることを裏付けるものであるといえる。

(3) 保険証券に記載された被保険者（損害保険）・保険金受取人（人保 険）・保険契約者以外の者（第三者）の範囲に関する下級審裁判例の 解釈

【3】【4】のうち、【3】では、親権者は、保険金受取人を監護し、財産管理ができることから、この者が第三者に依頼し、被保険者を故殺したのであれば、保険金受取人の法定相続人として保険金請求をする場合には、実質的にみて保険金受取人によって保険事故が招致されたのと

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

同一のものと評価できると判示している。もっとも、本件では、親権者が第三者をして被保険者を殺害させたことは認められないとしている。【4】では、免責条項の趣旨からすると、保険事故が第三者の故意行為によって発生した場合でも、第三者の行為が保険金受取人の行為と同一に評価できる場合には、免責条項の適用を認める余地はあると判示し、判断の具体的な項目を3つ示し、本件では保険金の支払を肯定している。すなわち、①保険事故発生時に、保険金受取人が自分たちが保険金を受け取れることを認識していたこと、②家庭環境からして、親権者が実質的な保険金受取人とはいえないこと、③保険契約締結の背景ないし動機等からみれば、保険金の支払を認めないことは保険契約者の意思に反し、保険金受取人の利益を著しく侵害することを示している。

【5】【7】のうち、【5】では、平成14年最判の示した免責条項の趣旨に照らしながら、第三者の保険事故招致が保険契約者または保険金受取人の行為と同一のものと評価できる場合も免責条項の対象となるとしている。判断の基準として、(i) 第三者と保険契約者または保険金受取人との経済的利害の共通性、(ii) 第三者による保険金の管理または処分権限の有無、(iii) 被保険者の故殺行為の動機等の諸事情を総合して、第三者が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあれば免責条項の対象となるとしている。判断の具体的な項目として、①被保険者（兼保険契約者）を故殺したとされる第三者が保険料のすべてを支払っていること、②保険証券の死亡保険金受取人には「被保険者の法定相続人」と記載されていたが、第三者が法定相続人の子を通じて保険金を法定相続人から支出させることを企図して、これにより利益を得る目的で保険契約を締結させ、殺人を目論んだこと、③第三者は、保険契約締結前から、法定相続人から事業資金等の援助を受けていたことなどをあげ、免責を肯定している。

これに対して、【7】は免責を否定しているが、【7】で注目すべきは、法人契約と個人契約とを区別してその法理を展開している点である。す

なわち、【7】は、免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者または保険金受取人の行為と同一のものと評価できる場合にも免責条項が適用されると解すべきであるとして、平成14年最判の立場を踏襲しながらも、個人契約の事案（本件）と法人契約の事案（平成14年最判）とは異なることに留意すべきであるとしている。思うに、【7】は、免責条項の趣旨については平成14年最判の立場を踏襲していることから、免責条項に関する平成14年最判の解釈が個人契約である本件にも妥当するということまでは否定しているとはいえ、【7】のような個人契約である事案において免責条項の適用の可否を判断する場合には、本稿で行った区別、つまり、保険事故招致の実行行為者が保険証券に記載された被保険者（損害保険）・保険金受取人（人保険）・保険契約者であるか、記載者以外の者（第三者）であるかの違いを考慮すべきであるとして、法人契約の場合と個人契約の場合とで判断の基準、少なくとも判断の具体的な項目に違いがあることを明らかにしたうえで免責条項の適用の可否を判断する必要があると解しているのではないかと考える。【7】について以上のような理解をしたうえで、その法理をみていくことにする。すなわち、【7】では、免責条項の趣旨について、平成14年最判に基づいたうえで、第三者の故意による保険事故招致が保険契約者または保険金受取人の行為と同一のものと評価できるか否かを判断するための基準を2つ示している。(i) 保険契約者または保険金受取人が第三者と意を通じていたか、(ii) 第三者が実質保険金受取人であるかという点である。判断の具体的な項目として、(i)につき、①保険契約者または保険金受取人が、第三者と共謀し、あるいは、第三者を教唆ないし幫助したことにより、第三者が保険事故を招致したなど、保険契約者または保険金受取人が、保険事故の時点までに、保険事故招致につき、第三者と意を通じていた事実が存在することが必要である、②①を前提として、第三者が誰であるか、どのような方法・態様で保険事故を招致したのか、第三者と保険契約者または保険

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

金受取人が、いつ、どのようにして意を通じていたのかなど、具体的な事実関係の詳細が立証される必要はないとしても、少なくとも、保険契約者または保険金受取人の意思に基づいて、保険事故が招致されたものと推認することが合理的であると認められる程度の立証が必要であると、本件では、①②とも否定している。【7】は、判断の基準を示すにあたり、(ii)において、第三者が実質保険金受取人であるか否かに重点を置いていることに注目される。すなわち、保険金受取人が受領する保険金を第三者が取得できることが事実となっていたと認める必要があるが、その場合、判断の具体的な項目として、①保険金請求権を譲渡する合意があったか、②第三者が受領権限や取得する権利を得ていたか、③保険金を第三者が取得できるか否かは、保険金受取人の意思に係るものであったことを左右する事実関係を認められるかが必要であるとしている。もっとも、本件については、①②③のいずれも否定している。

以上のように、【5】と【7】では、故意免責を認めるか否かについて結論が異なる。【5】と【7】では、保険事故招致免責を判断するための検証する基本的な立場として、第三者の故意による保険事故招致が保険契約者または保険金受取人の行為と同一のものと評価できるか否かを示していることについては共通する。また、判断の基準として、第三者が実質保険金受取人であるということにおいても共通する。しかしながら、両者の違いは事実の認定に違いがあることにあると思うが、判断の基準および判断の具体的な項目において、【5】では、第三者の動機に注目しているのに対して、【7】では、保険契約者または保険金受取人が、第三者と共謀し、あるいは、第三者を教唆ないし幫助したことにより、第三者が保険事故を招致したなど、保険契約者または保険金受取人が、保険事故の時点までに、保険事故招致につき、第三者と意を通じていた事実が存在することが必要であるということに注目していることに違いがあるのではないかと見える。

ところで、【5】【7】のように、死亡保険金受取人が「被保険者の法

定相続人」と指定されていることも保険事故招致を疑う要素に含まれると推測できよう。というのは、保険金を不当に取得する意図をもって保険契約を締結することが疑われる場合、たとえば、【5】【7】のように、被保険者の親と特別な関係のある第三者が、保険契約者をして死亡保険金受取人について特定の氏名ではなく法定相続人と指定させる場合には、第三者が何らかの方法で保険金受取人から保険金を取得するおそれが高いと推測されることから、第三者が実質保険金受取人であることが疑われるのではないかと考えるからである。

【6】は、免責条項の趣旨について平成14年最判に基づいたうえで、被保険者の兄は、被保険者に契約締結を勧め、締結手続きを被保険者に代わって行い、保険料の大部分を支払うという契約上の義務を負担していることからして、被保険者が自らの経済的負担において、契約を締結し、その利益を享受する積極的意思があったとは考え難いとし、保険契約締結の背景、その後の経緯等を判断の基準としている。それに加えて、原告らは、本件契約の時点で、被保険者の相続人として本件契約による利益を享受しうる立場にあり、このことを認識していたことを考慮すれば、原告らの行為は、保険契約者または保険金受取人の行為と同一のものと評価できると判示している。

ところで、【6】では、本件保険契約の締結時には保険金受取人が指定されていないが、このことも保険事故招致を疑う要素になる推測できよう。というのは、保険金受取人が指定されていない保険契約では、被保険者の死亡に起因する死亡保険金は保険契約者に支払われることになり、その結果、被保険者を故殺した可能性のある、保険契約者の法定相続人がこれを受け取ることになることからである。【6】では、被保険者の兄が、被保険者に契約締結を勧め、締結手続きを行い、保険料の大部分を支払っているという事実との関連において、保険金受取人が指定されていないという、当該保険契約締結に関する被保険者の兄の行為は、被保険者の兄という第三者において保険事故招致を意図する行為に含ま

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

れるといえるのではいかと考える。このような解釈は、【5】【7】のように、死亡保険金受取人が「被保険者の法定相続人」と指定されて場合のそれと共通する。なお、保険法では、つねに保険金受取人が指定されていることが原則なので、【6】⁽²⁷⁾のような場合には自己のためにする保険という扱いになるが、この場合も上記と同じ可能性があると思はれるは自然であろう。

【8】は、損害保険契約の事案であるが、免責条項の趣旨、および第三者の行為が保険契約者の行為と同一であると評価できる基準につき、2つの最高裁判決と同じ立場に立っている。後者の基準については、(i) 第三者と保険契約者の経済的利害の共通性、(ii) 第三者が保険金を管理・処分する権限の有無、(iii) 行為の動機等を総合して、第三者が保険金受領による利益を直接享受する立場にあるかを判断すべきとしている。そのうえで、判断の具体的な項目として、①第三者と保険契約者は使用者と被用者という立場を通じて極めて近い関係にあり、建物について第三者から保険契約者へ売却されているものの、保険契約者の動機の不明確性、契約締結後の行動から見て、保険契約者がこれを買う意図であったのかは極めて疑わしく、通謀虚偽表示という疑念を払拭できないこと、②保険金請求権譲渡の経緯からすれば、保険の利益を受けるのは第三者であると認められることを認定している。これらのことから、裁判所は、第三者と保険契約者の経済的利害の共通性に注目しているといえる。また、火災は第三者の放火によると認定されていることは、保険金の不法取得の動機に結びつくものといえることができる。

(4) 総括

(ア) 判断の基準

免責となる故意による保険事故招致者の範囲について、平成14年最判

(27) 萩本修編著『一問一答・保険法』177頁～178頁（商事法務・2009年）。

および平成16年最判ならびにそれ以後の主な下級審裁判例を検討の対象にしてきた。

2つの最高裁判決は、保険事故招致免責を定める約款規定(免責条項)は改正前商法の規定と同旨のものであるとして、その趣旨を明らかにし、それに基づいて、法人を保険契約者とする生命保険および損害保険に関する約款規定の解釈を示している。2つの最高裁判決が示した趣旨は、保険契約において、保険契約者、保険金受取人(人保険)または被保険者(損害保険)が故意に保険事故を招致したときにも保険金を入手することは、保険契約当事者間の信義誠実の原則に反し、または、公益にも反するものであるから、保険金の支払を制限すべきであるとまとめることができる。そのうえで、免責条項は、保険契約者、保険金受取人(人保険)または被保険者(損害保険)そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず、公益や信義誠実の原則という免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者、保険金受取人(人保険)または被保険者(損害保険)の行為と同一のものと評価できる場合をも含むと解すべきであると判示している。

以上のことからすれば、このような第三者に該当する者の範囲について判断する基準は、保険契約者、保険金受取人(人保険)または被保険者(損害保険)の行為と同一のものと評価できるか否かということになる。これが免責条項の適用を判断するための基準となろう。判断の基準について免責条項の趣旨に照らしながら考えると、2つの最高裁判決の判示しているところによれば、免責条項では、故意による保険事故招致者について保険金を不当に取得することは認められないということが基本にあると考える。そうであれば、故意による保険事故招致者の範囲について検討する場合、保険証券に記載された保険契約者、保険金受取人(人保険)または被保険者(損害保険)が免責の対象となるのは当然であるが、保険証券に記載された保険契約者、保険金受取人(人保険)または被保険者(損害保険)ではない者であっても、保険事故招致に関与

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

したとされる者が、保険事故発生時に、法人契約の場合には、法人を実質的に支配または支配しうる立場にあり、または、法人契約であるか個人契約であるかを問わず、保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にある者が免責の対象となると考える。

これを法人契約についてみると、2つの最高裁判決によれば、2つに分けて考えることができる。(i) 保険証券記載の法人の関係者(理事または取締役等)が保険事故招致者である場合、(ii) 保険証券記載の法人の関係者(理事または取締役等)以外の者(第三者)が保険事故招致者である場合に分けられる。(i)で免責の対象となる者は、保険証券記載の法人の関係者(理事または取締役等)が行為者に該当する者となる。これには、当該者が法人の理事または取締役等である場合(平成16年最判)が該当するのは当然であるが、理事または取締役等ではあるが、中心となる理事または取締役等でない場合には該当しないということになる(平成14年最判)。【9】は、当該者が法人の理事または取締役等である場合に含まれよう。さらに、理事または取締役等ではあるが、保険事故招致について実行行為者でない者であっても、実行行為者であるとされる第三者と意を通じたと判断される場合には、第三者の行為に実質的に関係している者としてこれに該当しよう。つぎに、(ii)で免責の対象となる者は、保険証券記載の法人の関係者(理事または取締役等)以外の者(第三者)が保険事故招致者に該当する者となる。つまり、判断の基準によると、保険金を取得できる地位にある者として、いわゆる実質的な保険契約者、保険金受取人(人保険)または被保険者(損害保険)に該当する第三者であるといえる、具体的には、理事または取締役等を強迫などして、保険契約を締結させたり、保険金を取得する者が該当する。これは、個人契約の保険証券記載者以外の者に相当すると考えることができる。

これに対して、個人契約では、保険証券に記載された保険契約者、保険金受取人(人保険)または被保険者(損害保険)は自然人であること

が多くいので、前述のごとく、法人契約のように、これらの者の範囲を深掘する必要がないので、保険証券に記載者された者以外の者について判断の具体的な項目を検討することで足りる。これは、保険金受取人が法定相続人と指定されている場合でも同じこがいえる。

(イ) 判断の具体的な項目

判断の基準に基づき、各事案において判断の具体的な項目をみる必要があるが、前述の検討を参考にしながら、法人契約の場合と個人契約の場合に分けて整理する。

法人契約における判断の具体的な項目については、平成14年最判が次のように示している。①法人の規模や構成、②保険事故の発生時における理事または取締役等の法人における地位や影響力、③当該理事または取締役等と法人との経済的利害の共通性ないし理事または取締役等が保険金を管理または処分する権限の有無、④理事または取締役等の行為の動機等を示している。

個人契約における判断の具体的な項目については、下級審裁判例の判事内容から次のようにまとめることができる。まず、損害保険の場合は、【8】によれば、判断の基準として、第三者が保険金受領による利益を直接享受しうる立場にあるか否かを判断すべきであるとして、判断の具体的な項目として、①第三者と保険契約者の経済的利害の共通性、②第三者が保険金を管理または処分する権限の有無、③保険事故を招致した行為の動機等を示している。

これに対して、人保険（生命保険・傷害保険等）の場合には、判断の具体的な項目は多岐にわたる。(i) 保険契約の内容をあげることができる。これには、保険契約締結までの事実、その後、保険事故が発生するまでの事実が該当しよう。具体的には、①保険契約締結の背景・動機【3】【4】、【5】、【6】、②保険契約者または保険金受取人の属性【3】【4】、③保険料を実質的に支払っていた者の存在【3】【4】、【5】がある。つぎに、(ii) 保険契約に関連するが、保険契約外の要

免責となる故意による保険事故招致者の範囲

素をあげることができる。具体的には、①実質的な保険金受取人または保険金の管理・処分権限を有する者の存在（【3】【4】，【5】【7】），②被保険者またはその家族との密接な経済的な関係の存在（【5】【7】）がある。そして、(iii) 関係者間の意識の共有をあげることができる。具体的には、保険証券記載の保険契約者または保険金受取人が保険事故招致者である場合はもちろん、そうでない場合であっても実行行為者であるとされる第三者と意を通じていたことをあげることができる。

ところで、人保険における保険金受取人の指定方法もまた、前述のような理由で、重要な判断基準になろう。すなわち、【5】【7】（法定相続人）および【6】（指定なし）は、いずれも保険契約の締結過程およびその後に保険事故が発生するまでの過程において第三者が関与していることが疑われ、その結果、保険事故招致の可能性が高い事案であると認識される。もっとも、【1】【2】および【3】【4】においても、保険金受取人が法定相続人と指定されているが、これらでは、保険契約者兼被保険者が自己の意思で保険金受取人を指定しているともと考えられるので、保険金受取人の指定方法は判断の基準にはならないと解する。

7. おわりにかえて

免責となる故意による保険事故招致者の範囲について、2つの最高裁判決およびそれ以後の主な下級審裁判例を検討した。2つの最高裁判決は、免責条項の趣旨について、法規定および約款規定ともに共通して、保険契約において、保険契約者、保険金受取人（人保険）または被保険者（損害保険）が故意に保険事故を招致したときにも保険金を入手することは、保険契約当事者間の信義誠実の原則に反し、または、公益にも反するものであるから、保険金の支払を制限すべきであると判示している。免責条項に関するこのような趣旨は、物保険（損害保険）および人保険（生命保険・傷害保険等）に共通し、保険契約者および保険金受取人（人保険）または被保険者（損害保険）に共通するといえる。さらに、

2つの最高裁判決は、公益や信義誠実の原則という免責条項の趣旨に基づき、免責条項は、保険契約者、保険金受取人（人保険）または被保険者（損害保険）そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者、保険金受取人（人保険）または被保険者（損害保険）の行為と同一のものと評価できる場合をも含むと解すべきであると判示している。以上のことからすれば、このような第三者に該当する者の範囲について判断する場合、保険契約者、保険金受取人（人保険）または被保険者（損害保険）の行為と同一のものと評価できるか否かということが基準になる。

このような免責条項の趣旨および免責条項が適用される判断の基準に基づき、判断の具体的な項目について、2つの最高裁判決以後の下級審裁判例から抽出する作業を行った。それぞれの事案によって判断の具体的な項目が異なるといえるが、上述の項目に該当する場合には、免責条項が適用されると考える。